

以下は、「会員」に印刷版で郵送された——電子版は学会HPで公開されている——「発表要旨」に（その後）説明などを追加したものである。元の部分はゴシック体、かつ赤字で表示してある。（なお、プリンタの不調で、当日に印刷資料を配布するということはない。）

倫理学の諸問題

安彦一恵

1 通常の「発表」は苦痛でもある。内発的なテーマの不在が主な理由である。

通常でない本「発表」（「報告」？）の目的は（元）文末（10）に記してある。

2 私の最近の論文も、半ば書評的なものであって、もっぱら批判が主であった。

なお、以下および報告当日においても拙稿は「業績リスト」に従って（これは一番最近のものであるが）[2019a]（「2019年の1番目の論稿」を意味する）というように表記する。なおリストは、電子版で公開している。

「業績リスト」は、googleなどで検索語「abikopaper」入力で容易に“発見”できる。

3 それでも、私の関心を惹く「問題」を見つけることはできた。[2019a]では加藤節氏のLocke解釈を検討したが、そこから「思想と生」といった問題性を拾い上げることができた。[1976b][1978c]は私の“デビュー論文”とも言えるものであるのだが、実はそこでは、Hegel「思想」の転回を彼の「生」（体験）に関連づけて説明した。[1986]では、彼の「思想」は（客観的な科学思想の対極に在る）「詩」とも性格づけると説いた。

「思想」の「生」との関連性はWittgensteinについても論じられている。（こうした論じられ方は、Kierkegaardについてはむしろ主流であろう。参考：森田氏。しかし、藤野氏には（鈴木祐丞氏に）異論あり。江口氏にも？）これについてはfacebookの安彦ページで「コメント」したことが在ったのだが、「生」との関連を重視する「思想」解釈に対して、永井均氏が「そういうのはグスの極みだ」（『哲学的洞察』青土社 2022, p. 174）と批判していた。

○参照：

・安彦：「ある者の思想形成は、学説史的に既存の諸思想との（継承、批判の）関連によってのみ規定されるので、また、自らの時代の状況によってのみ規定されるのではない。本稿は、第三の規定要因として《内面的弁証法》とでも言うべきものに着目し、これによって規定されたものとして、ヘーゲルの思想形成の展開の跡をたどってみたい。」[1976b:73]

・栗原隆：「哲学の本当の欲求というのは、他でもありません、哲学によって、哲学を通して、生きることを学ぶことを目指すからです。」（『ヘーゲル 生きてゆく力としての弁証法』（NHK出版、2004年））[2019a:45]

・加藤節：「ロックの思想と内面的な精神の運動との相関を重視する私のロック研究は、しばしばあまりに実存的であるとの批判を受けてきた。しかし、私自身は、一人の思想家の思想を理解する上で、内面的な精神の文脈に注目する私のような方法があってもいいのではないかと考えている。」（「ヨーロッパ政治思想史との旅」3f.）[2019a:8]

・加藤：「カッシーラーが出发点に置いたのは、「カントの場合のような厳密な節制は、この人の生得的な諸傾向に適う哲学を要求した」というゲーテの言葉への同意であった。そこから、カッシーラーは、カントにおける「哲学」と「人格」、「学の形式」と「生の形式」との「相互関係」に注目して、「カントが一個の個性的な思想家として何であり、何を意味するか」を理解しようとした。（133）」[2019a:16]

・Fichte：「人がどういう哲学を選ぶかは、その人がどういう人間であるかによっている。というのは、哲学体系というものはわれわれの好むままに捨てたり取ったりすることのできる家具ではなく、それを持っている人間の心によって生命を与えられているものであるからである。」（『知識学への第一序論』（岩崎武雄訳、中央公論社））[2019a:18]

・白水土郎：「しかしこの[Fichteの]ように結論づけてしまうことは、哲学を単に各人の気質や趣味に基づく高尚なお喋りに貶めてしまわないだろうか。」（「関心と哲学：カントの二律背反の解決をめぐる」『実践哲学研究』第15号、1992年、37）[2018a:18]——上のFichte発言はこの論文からの孫引きである。この記述は必ずしも氏自身の見解ではないのだが、この部分そのものは上の永井発言と同趣旨とも了解できる。）

・Waldenfels：「当人の人生行路を顧慮しなくても思索の歩みを記述することができるような哲学者がいるものである。その一人として、明らかに、エドムント・フッサールの名を挙げるができる。……レヴィナスの場合は、全く別の事情がある。彼の生涯は、すべての人間生活と同様に「もろもろの歴史に巻き込まれて」いるばかりではない。彼の生涯は歴史そのものと……かかわり合っている。そして、この事態を全く度外視するならば、レヴィナスの思索の歩みを理解することはできないのである。」（佐藤真理人訳『フランスの現象学』法政大学出版局、2009年、236-7）[1912d:6f.]

・Rorty、森村進：（他の、過去の）思想の「再構成」：「歴史的」「合理的」[2019a:27ff.]

4 しかし、（これは或る種私のHegel論を批判することにも（実は）なりうるのだが）「哲学」（倫理学）はむしろ自分の「生」のためのものであるべきではないとも考えている。2013-4年にはこれを問題としたいいくつかの

(三木清批判等の) 論稿を公表した。(「真実性(Wahrhaftigkeit)」概念の設定に注目)

5 少し飛ぶが、「倫理学」プロパーの問題としては、自ら一定の規範的主張をするのではない**いわばスタンス**としての「メタ倫理学」ということが関わってくる。(これについても facebook で「論争」したことが在った。) また、そもそも哲学そのものがメタ学か?

○facebook 云々：FB内検索「安彦+メタ倫理学」でアクセスできる過去投稿参照。——メタ倫理学：「第一義(での)」(事例：多数。内井惣七 → 江口聡、奥野満里子)；「第二義(での)」(事例：佐藤岳詩、児玉聡)

○Aristoteles や Hume の倫理学規定も(第一義のものを拡大して了解した場合の、かつ第二義の立場からなされている)「メタ倫理学」と言える!?

6 さらに飛ぶことになるが、そもそも(各)個別学問の言説はどのようなものなのか。そこには枠組み(パラダイム)といったものが在るのであって、それを逸脱することは「カテゴリー・ミステイク」になるのでは?、といった問題性も浮かんできた。これは「学問論」上のテーマでもある。以前には学問論で論文([2008f]等)も書いてきたのだが、この問題が改めて意識に登ってきて、その未解決が1の「理由」の一つともなっている。

○永井<安彦：「永井は、私の立論のポイントとなる「長期的利益」[概念]を批判すべく、(D・パーフィット的に形而上学的に)明日の私は今日の私とは同じとは言えず、したがって、その(明日以降に同じ「私」が在って初めて成立する)「長期的利益」確保のために今日の私が「短期的利益」追求に制限を掛ける「道徳性」というのは無意味であるとも考えている(cf. 113)。しかし、これも(破壊論法といったものとして)カテゴリー・ミステイクであると我々は考える。」[2013 著:88f.]

○Lacoue-Labarthe (ポストモダニスト(→ Sokal:「フランス思想」;→「(文芸)批評」;「社会学(化)」))<安彦：「第二ステップとして行うべき作業が彼のハイデガー分析の基本的スタイルに関するものであることを予め述べておきたい。「この国家—審美主義が、……反ユダヤ主義のヒトラー的ヴァリアントのなかに決定的な仕方で入り込んでいるということ——私が主張しているのはこのことである。だからと言って、これが反ユダヤ主義という大衆的現象の「釈明explication」になっているとは思わない。こう言ってよければ、問題なのは原因causeではまったくない。私がやむをえず本質essenceという表現で語っているのは、それゆえである。」(187f.)と語られているが、一つの具体的事象についてこのような(「原因」とは別のものとしての)「本質」を、かつ「主体性」ということに縮減して語る語り方というのは果たしてどのような意味をもつか。単なる「思弁」とどう異なるのか。——こういった問いが次なるステップを主導していくことになるはずである。」[1996a:99]

○安彦(→自己批判!?)：「我々はこの間「倫理(性)」ということ問うているが、その我々の問いの作業に「そもそも意志は自由であるのか」という疑念が…常に伴っていた。言うまでもなく「倫理」は「帰責」の可能性を前提とするが、通常その帰責可能性はさらに意志の自由を前提とするからである。」[2009g:1]／「我々は(今のところ)こうした意味での「両立論」をもって結論としたいと考える。これはまた、[いわばAllison流のカント解釈の延長線上の]我々の解釈を含んだカントの「自由」論、すなわち「両立論」とも基本的に同じものである。「自由」の問題は結局このようにしか「処理」できないのではなからうか。」[ibid.:39]

○安彦：「あるいは、科学的因果観と日常的自由観との「両立」を説いて最終結論とするものではない。当の「自由」観念を含んで日常的世界了解(知識)には不整合が含まれている—であるからさまざまな「自由論」が展開されるのである—。そして科学には—そして「形而上学」にも—、この不整合の(かなり乱暴な?)整合化という側面が在るのであるが、我々は、そのことを含めて日常的世界了解(知識)の不整合性という問題性をどう把握すべきなのかもテーマとしなければならぬと考えている。しかしながらそれは、知識論一般のテーマとして「自由意志」論の射程を大きく越えるものであろう。」[2010a:57]

○この論文で、「では、デカルトはなにゆえに我々が言う「身体論的哲学」に自足しなかったのであろうか。それはまた、「常識の知識」といってもそれ自身が端的な「合一」の感覚的明証に自足するものでないからである。それはそれ自身「科学」へのいわば芽(厳密には：その延長上に「科学」が出現するところの或る方向性)を含むものであって、したがって、それ自身が不整合を含むものでもある。『松果腺説』というのは、「常識」の不整合性の言うとするなら代行的自己呈示といったものでもものではなからうか。」と記し、「1 これも我々が言う「説明論」として論究していくべきところであるが、ここでは、デカルト解釈に即して、野田1937から、「ここ〔松果腺説〕に示された重要な知見は、「生」が「学」を要求するという事である。直接的生の立場が自足的でなくして矛盾を含み、その解決の為に、心身分離に成立つ学問的認識を要求するという事である。」(227)という件を挙げるのみに留めておく。」という注記を付したが[2010a:18]、→

○→説明論へ：「いずれにしても、(たとえ「幻想」であるとしても)「自由」の感覚は、日常的世界においては圧倒的なリアリティをもっている。その現象的事実はなお分析されるべきであらう。そして、上に「難題」と述べたものも、この「現象的事実」をどのように説明すべきかという我々が再三言う「説明論」として論究されていくことになるであらう、という見通しを我々はもっている。」[ibid.:55]とも述べた。この「説明」の論——「説明論」と仮に表記しておいた——が、どのように(この問題においては)「自由」という感覚を説明するのが妥当

なのか、そして、それに答えるために説明は（そもそも）何の為(wozu)か、という（いわばメタ）説明を展開することが必要になるであろう。

7 昨年までの「コロナ禍」下では、一種の実存性であるとも言えるかもしれないが、「これは夢ではなからうか」とも2020年初めには思ってしまった。その圧倒的な現実性との対比でたとえばTVドラマが「単なる演技で嘘っぽく」感じられてしよがなくなったりしたのだが、そこで「そもそも“リアル”とは何か」と問うべきであるとも（再び）考えさせられた。

○1：不完全存在としての自然（cf. 近代以前（or 初頭）の風景観[2002 共編著など]）の再出現、2：中世（以前）における神の実在性。——“美学”（専攻）の問題!?

○安彦on佐藤岳詩：「著者はまた、各主張を（特に）批判する場合、「常識」との齟齬性を重く見ているが、同時に「リアルに感じられる」（131）ということも挙げている。この状態性...の分析をも期待したいところである。」[2018c:160]

○安彦on児玉聡：「筆者には、そうした「直観」への依拠を退けて、問題について主張を理性的に論拠づける（「正当化」）べきだという（メタ）主張が暗黙には在る。」[2012a:174]

○（再度言うが）説明論へ！：道德論の局面で：

・McDowellの主張：「Mackieは、知覚者に赤の知覚を生み出す「物の表面のなんらかのミクロ的な組織的特性」なら...認めるとしても、それが（赤という特性）であることは認めないであろう。その根拠は、...そうした特性を対象に帰属させる(attribute)ことは、「これは赤い」という我々の経験を説明するのには「余計(surplus)」（174）であるということである。これに対してMcDowellは、簡単に言って——これがまさにポイントとなるのだが——「余計」でない」と主張する。対象の「表面の組織的特性」に基づく説明を、それはそれとして認めるとしても、自分の「説明」は「余計」でないと主張するのである。そして彼はここで、説明が実在の説明として適切なものであるか否かの「実在に関する説明的テスト」（実在に関する説明のいわば説明力を問うテスト）（174）ということの問題として、それが「いかに適用されるべきか」（174）という観点から「正しい説明的テスト」（175）ということを行い、それは「自分が認めた説明において或るものがそれなりの力を発揮するか否かではなく...説明者がその或るものの実在性を整合的に拒否できるか否か」（175）のテストであるとして、対象の赤色が知覚者に赤の知覚を生み出すという説明中の「或るもの」= 対象の赤色は、したがってそうしたものを項として含む説明は、「整合的には拒否」できないと主張する。」[1999b:64]——彼は、同じことが「まさしくリアルな」「恐怖」（の感情）、そして「価値」（感情）についても言いうる——「窃盗」は悪いという感情を「適切なもの」として説明するから実在論は正しい——と説いている。→ 佐藤氏も結局同じ見解か？

・これに対して私自身は、価値（道德）に関して人々の間で見解（といつか感覚）が異なる（人々の間でいわば「直観」上の相違・対立が在る）とき、この立場では行き詰ってしまう。そこに、そうした感覚をいわば括弧に入れて、理性的に相違をどのように克服していくか（の説明）を問うべきできである、と批判した[1999b, c]。→ 児玉氏の（理性・直観両用説（部分）ではない）「反直観主義」との異同は？

○[1999a, b]——これは、「日哲」の、2名で行う対論である「共同討議」用の論稿（含む：資料）である——において、「合理性概念の再検討」という（与えられた）テーマの下で、「二つの合理性」概念の対置というかたちで、対論者の神崎氏、といつか、氏をMcDowellと立場を同じくするものとして、M的「合理性」観念を批判して我々のものを対置した。「価値」が客観的であるなら、例えば「窃盗」という現場を目にして、そのうちに「悪」を直観するとして、その（窃盗が悪である）ということが客観的 [実在的] 真理であるなら、その直観にそのまま従って例えばそれを告発するという行為を採ることは「合理的」と言えるだろう。」[a:61]——この在り方においては、行為のいわば充実感[a:72]*、有意味性[a:73]が求められている——というM的「合理性」観念に対して、「客観性」も、実在との関係で考えられるのではなく、この「間主観性」の次元で、例えば妥当な「合意」の在り方のうちに求められるべきなのではなからうか。「合理性」もこのような「客観性」のうちにこそ求められるべきなのではなからうか。」[a:73]——この在り方においては、「対立の解決」[a:72]が求められている——と別様の「客観的」観念を対置した。（* この充実感美的領域においては本質であるが、それを他の領域で（も）求める在り方を「美学主義」と特徴づけた。たとえば[2007c]参考。）

○Wiggins：「私が[この論稿において]見出していくのは、生活の意義の問題は...真理の問題へと導かれる、また逆でもある、ということであろう。」(Needs, Values, Truth, Blackwell, 1987, p. 88)

8 もう一つ、「マスク着用」などを争点として、自由主義 vs. 功利主義ということが改めて意識されてきた。Millもそうなのだが、両方を説く思想家が多い。しかし、両者はどのようなかたちで両立できるのか。（小泉Mill論や安藤 vs. 大屋も参照。）Millの「危害原理」で（他人に危害を加えるので）といつかたちで感染者の行動の自由を制限することはできない、という解釈を見たことが在った。しかし、これは妥当な見方なのではなからうか。

○亀本洋氏に即して：（安彦 facebook2023年10月14日投稿も参照）

・「3 危害原理と権利/...喫煙、嫌煙をめぐる民事訴訟.../ただし、この種の訴訟では、貸した金の返済を請

求する類の訴訟と異なり、義務や権利の内容が裁判前に決まっているわけではない。... / 先の嫌煙権訴訟は... 要するに、喫煙の被害が及ばないように分煙設備を整えてくれ、という実質的に制度改革の要求であった。」(「ある喫煙者の反省文」(児玉聡編『タバコ吸ってもいいですか』) 144) / 「注意すべきことに、このような問題の決定に、ミルの危害原理は役に立たない。」(同 145) / 「規制の目的が公衆衛生であるとすれば、特定された個人の幸福のためではないから、危害原理は無関係と考えるのが穏当であろう。」(同 149)

・(再三言うが) 説明論へ! : 「彼 [Scheffler] が言いたいのは、自由意志をめぐる形而上学は、どのような場合に、結果に対する責任を負うべきかという正義論上の問題とは直接の関係がない(63)、にもかかわらず、それに依存しないと責任ベースの運平等主義の説得力はなくなる、ということである。(ET, 215-220)。」(「運平等論の問題点——サミュエル・シェフラーの見解の紹介——」『法学論叢』 176-5・6, H. 27., 135) / 「ロールズは、倫理学帝国主義から、... 市民間の関係を中心に見せる政治哲学に多少なりとも脱皮した。私が、倫理学的政治哲学を低く評価すると同時に、ロールズをそれなりに高く評価する理由である。... シェフラーは私からみれば、経済学や純粋哲学で分配の平等を云々している自称政治哲学者あるいは政治理論家に、「ここは政治哲学の土俵ですから、お引き取り下さい」と言っているように見える。」(同 140)

9 この Mill とも絡んで、「自由と功利」ということが——「そもそも自由主義とは何か」という問いと共に——意識に(再度)登ってきている。([2012c] [2018b] も参照)

10 これについて纏めて報告するなら、通常の「発表」となったかもしれないが、それはもう苦痛である。というか、これ以外にも「諸問題」が在って、会員諸氏にできるだけ解決していただいてなるべくスッキリして「余生」を送りたいとも思っている。

○今初秋時点での関心 : Nozick から「自己善の倫理」(安彦) の主張の確認 :

・ロールズによる功利主義批判 → R·Dworkin → Mackie ; → Nozick。
・Nozick : 「[ロールズ的に] 功利主義を反駁するために持ち出される例の多くが、この反論と軌を一にしている。たとえば、近隣の人々を猛り狂う仕返しから救うために無実の人を一人処刑する、という例がこれである。... [しかし「権利」を対置するだけではダメである。] 権利侵害の(加重) 総計を最小化することについての何らかの条件が、達成されるべき望ましき結果状態の内に組み入れられたと仮定しよう。これは、「権利功利主義」とでもいべきものであり、功利主義的(論理) 構造において問題となる結果状態として、権利侵害(の最小化)が幸福の総和にとって替わるにすぎないことになる。... この権利功利主義でもやはり、誰かの権利を侵害することによってその社会の権利侵害の(加重) 総計が最小化される場合には、我々はそれをするよう要求されることになる。... / [このように] 権利を、達成されるべき結果状態に組み入れるのとは対照的に、ある者はそれを、行われるべき活動に対する付随[横からの] 制約(side constraints)——制約Cを犯すな——と位置づけるかもしれない。... [この] 付随制約説は、諸目的の追求に際して、これらの道徳的制約を破ることを禁止する。一方、これらの権利の侵害を最小化することを目標とする立場は、社会の全体としての権利侵害を少なくするために諸権利(制約)を犯すことを許容するのである。」(嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社 2000, 43f.) / 「*... / ... 各人は自分の目的の中で、<<自分が>>権利を侵すことと他人がそれをするを区別することができる。彼の目的の中で前者に無限大の(マイナスの) ウェイトを与えるなら、他人による権利侵害をいくら防止しても、それは彼が誰かの権利を侵すこと以上の重要性をもちえない。目的のうちの一構成要素が無限大のウェイトを与えられることに加えて、たとえば「<<私が>>何事かをする」というような形のインデックスつきの表現も登場する。... 付随制約説を結果状態説への変換するこれらの策略...」(同 46f.) / 付随制約説: カントの人格=目的説(同 46) ; 人格別個説(同 53) を「反映」。

○森村進「法と狭義の道徳」『法哲学年報』: Nは「権利基底道徳」説ではなく「義務基底道徳」説だ。→ 安彦: 註*中の上記箇所注目して + 義務論は(実は、(義務遂行を「目的」とする一種) 目的論へ「変換」可能なのであって)、義務遂行者=「私」(の行為)の(“agent(I)-relative”な)優位化説だ! (という解釈は可?)

○三谷尚澄「自律を通じた価値の構成について」『哲学論叢』 32 も参照: G. Dworkin, B. Williams, Korsgaard 的な Kant 像: 「自己自身に対する義務」の優先。(安彦: → (むしろ)「自己善の倫理」(「道徳的利己主義」だ!))

○亀本: 「... これらを総称して「徳の倫理学」と呼んでよかろう。そこにおける義務も、まずもって自分に対する義務であって、その義務を請求する権利がある人はだれか、などという問題は低級な道徳の問題ないしは法律問題に属すると考えられていたと思われる。」(「Claim について」) / ○フーコー: 「自己への配慮」

おまけ。純粋に倫理学的な疑問 :

1 戦前の日本において、規範倫理(分類)に関して(「動機説」に対する)「結果説」という概念が(メタ倫理学として)提示され、(おそらく)和製の欧語として“consequentialism”等が付記された。この概念は誰が最初に提示したものなのか? / 2 これは、今日一般的に用いられている「帰結主義」とほぼ同義である。その原語は“consequentialism”であるが、それは言葉としては Anscombe が導入したものである。しかし、その現在の意味は Anscombe の用法におけるそれとは大分異なっている。誰が、この現在の意味での用法を開始したのか?